

山火事にご用心!!

山火事は、例年春先のほか秋から冬にかけて発生しています。

空気が乾燥し、森林内の落葉などが燃えやすい状態となっており、強風などによりたき火が燃え移り、山火事発生の危険性が高くなります。

山火事が一旦発生すると消火は容易ではなく、また、長い年月をかけて育てた貴重な森林を一瞬にして失うことになります。

このようなことにならないよう、次のことにご留意いただき山火事の発生を予防しましょう。

- ①枯草などのある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- ②強風時および乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
- ③火入れをおこなう際は、阿蘇広域行政事務組合消防本部南部分署 (TEL (62) 9034) に事前連絡をするとともに、十分な実施体制をとること
- ④喫煙は指定された場所でおこない、吸い殻は必ず消すこと

〈問い合わせ〉農政課 林務整備係 TEL (67) 2706

守ろう熊本県の最低賃金 必ずチェック最低賃金！雇用者も、労働者も

熊本県内で事業を営む雇用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を雇うことはできません。

派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されます。

地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

熊本県地域別最低賃金

最低賃金額（時間額）	効力発生日	適用範囲
793円	令和2年10月1日	熊本県内のすべての労働者に適用されます

注1 最低賃金は、常用・臨時・パート・学生アルバイトなどすべての労働者に適用されます。

注2 最低賃金には次の賃金は含まれません

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など） ②1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など） ③時間外割増賃金など
④休日割増賃金など ⑤深夜割増賃金など ⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

〈問い合わせ〉熊本労働局 TEL096 (211) 1701

危険物取扱者試験のお知らせ

消防法の規定に基づき、令和2年度第3回危険物取扱者試験が次の日程で実施されます。

1. 試験の種類、試験日など

試験の種類	試験日	願書受付期間		試験地
甲種 乙種第1類～第6類 丙種	令和3年 2月14日（日）	書面申請	令和2年12月18日（金）～12月25日（金）	熊本市
		電子申請	令和2年12月15日（火）～12月22日（火）	

※詳しくは、受験願書などをご覧ください。

2. 願書などの配置場所

受験願書などは、（一財）消防試験研究センター熊本県支部、熊本市消防局・熊本県内の各消防本部および熊本県総務部市町村・税務局消防保安課に11月19日（木）以降配置します。

3. 問い合わせ先

（一財）消防試験研究センター熊本県支部

熊本市中央区九品寺1丁目11番4号 熊本県教育会館4階 TEL096 (364) 5005